

水産分野におけるデータ利活用ガイドライン（案）についての意見・情報の  
募集結果について

令和4年3月31日  
水産庁

水産分野におけるデータ利活用ガイドライン（案）について、令和4年2月25日から令和4年3月26日までの間、e-Govへの掲載等により、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたしました。

その結果、募集期間において、合計19件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見及びそれに対する回答について、別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

本件については、お寄せいただいた御意見を踏まえ一部修正し、「水産分野におけるデータ利活用ガイドライン」として策定することとしました。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

水産庁増殖推進部研究指導課

03-6744-0205（内線 6790）

(別紙)

## 「水産分野におけるデータ利活用ガイドライン」(案)に関する御意見と回答

番号	御意見	該当ページ	回答
1	<p>35ページを含めた全体で個人情報の保護に関する法律に言及している箇所について、言及されている個人情報の保護に関する法律の条文は、2022年3月31日までの条文である。</p> <p>ガイドラインの確定版を公表するのは、2022年4月1日以降と思われるので同日に施行される同法に言及していただきたい。</p> <p>[補足]</p> <p>たとえば、35頁に記載のある「個人情報第76条における例外」の条文番号は、2022年4月1日施行の同法の改正によって変更される。</p>	p.35 等	公表時に、2022年4月1日に施行される改正個人情報保護法に基づく記載であることを記載させていただきます。
2	<p>ページ内の「法律上の要請によるもの会仮名で対応が異なる」について、「法律上の要請によるものかいなかで対応が異なる」が正しいので、修正すべき。</p>	p.37	御指摘を踏まえて、ガイドライン(案)を修正いたしました。
3	<p>「第三者提供に関しても、提供を行わない場合にはその旨を」について、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「第三者提供に関しても、提供を行わない場合にはその旨を開示することを、」の意味との理解でよいか？</li><li>・個人情報の保護に関する法律では、第三者提供を行わない場合にその旨を開示する義務は無い。</li></ul> <p>そのため、水産庁は、同法上の義務に加重して、さらに開示を事業者に求めているという理解でよいか？</p>	p.45	本コラムでは、漁業協同組合や産地市場が実際に個人情報取扱事業者として、個人情報保護法に対応している例を示したものであり、水産庁として、同法上の義務に加重して、開示を事業者に求めているものではありません。

4	<p>第1条(定義)のまるの6について、「個人関連情報」や「仮名加工情報」も「個人情報等」に含めるべき。</p> <p>[理由]</p> <p>本ガイドラインは、2022年4月1日以降に確定版が公表されると思われるところ、同日付で「個人関連情報」や「仮名加工情報」に関して個人情報の保護に関する法律に規定が設けられるため。</p>	p.61	御指摘を踏まえて、第三者提供が認められていない個人情報保護法に基づく仮名加工情報の記述を除き、ガイドライン(案)に反映する修正を行いました。
5	<p>「法人である場合、それらの子会社、関連会社も第三者に含まれる。」について、「法人である場合、それらの関係会社も第三者に含まれる。」にすべき。</p> <p>[理由]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連会社には、親会社や兄弟会社が含まれない。しかし、それは実務上支障があると予想される。そのため、関連会社ではなく、関係会社とすべきと考える。</li> </ul> <p>[補足]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連会社の定義:会社等及び当該会社等の子会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等をいう。(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項)</li> <li>・ 関係会社の定義: 財務諸表提出会社の親会社、子会社及び関連会社並びに財務諸表提出会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項)</li> </ul>	p.62	御指摘を踏まえて、ガイドライン(案)の「関連会社」を「関係会社」に修正し、関係会社、関連会社について注釈を記載することといたしました。
6	<p>「個人情報保護法第27条」について、当該箇所而言及されている条文番号は、2022年4月1日施行「後」の個人情報の保護に関する法律の条文番号である。他方、同ガイドライン中には、施行「前」の法(すなわち現行法)の条文番号に言及している箇所がある。</p> <p>いずれかに統一していただきたい。</p>	p.44	御指摘を踏まえて、ガイドライン(案)を修正いたしました。

7	<p>個人情報と個人データの違いについても【コラム】として追記してほしい。[理由] 本ガイドラインをよんでも、個人データと個人情報の関係性がよくわからない。読者の利便性を考えて、コラムを追加すべきと考える。</p>	p.45	御意見として、参考とさせていただきます。
8	<p>第9条「漏えい等」の定義について、漏えい等を「漏えい、滅失及び毀損」と定義しない理由を示していただきたい。 [理由] 個人情報の保護に関する法律では、「漏えい等」を「漏えい、滅失及び毀損」と定義づけており、本ガイドラインであえて異なる定義を提案する趣旨を明らかにしていただきたいため。</p>	p.67	本ガイドラインは、データを安心して提供できるようにするため契約のひな型を掲載するもので、個人情報以外のデータについても、提供データに含むことを想定した記載となっております。このため、原案のとおり記載させていただきます。
9	<p>第10条第1項「個人情報保護委員会に対して漏えい等を報告」について、個人情報の保護に関する法律において報告義務を負う「漏えい等」に「目的外利用」(本ガイドライン67頁、第9条第1項)が含まれるという点について、個人情報保護委員会に確認を水産庁が行ったとの理解でよいかご教示いただきたい。 [理由] 個人情報保護委員会に報告すべき「漏えい等」は法令及び同委員会のガイドラインにて定義されているが(外部への情報の流出を伴わない)「目的外利用」は含まれていない。今回、水産庁が本ガイドラインを公表する前に個人情報保護委員会に対して照会を水産庁によってなされ、その結果、「目的外利用」も個人情報の保護に関する法律(2022年4月1日施行の改正後)の解釈上、「漏えい等」に該当することになったとすれば、同法の運用上大きなインパクトを有することになる。 そこで、上記の点について確認を求めたい。</p>	p.69	御指摘いただいた点については、個人情報保護法上の義務としての漏えいに関する対応について記載しているものです。よってその内容に「目的外利用」(本ガイドライン67頁、第9条第1項)を含むものではありません。なお、御指摘を踏まえて、ガイドライン(案)の当該箇所については、「個人情報保護委員会に対して個人情報保護法第26条に基づく漏えい等を報告するにあたって」と記載を修正いたしました。

10	<p>「当該知的財産権の創出」について、知的財産権を「創出」という表現は、日本の法令用語上一般上に使用される語なのか。</p>	p.70	<p>御指摘の通り、「創出」という語は法律用語にはありませんが、知的財産基本法では、「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの(第2条)とされており、その趣旨から創出という語を用いております。原案のとおり記載させていただきます。</p>
11	<p>条項案の「開示、提供、漏えいさせてはならない。」について、「開示、提供及び漏えい等をさせてはならない。」がより適切と考える。</p> <p>[理由]</p> <p>実質的な理由としては、目的外禁止も第三者をして順守させなければ、データ提供者は安心してデータ提供に応じることが難しくなると思われる。</p> <p>また、本ガイドラインで提示している契約書案では、目的外利用も「漏えい等」に含めており、目的外利用を第三者が行うのも禁止するというのが契約作成上自然である。</p>	p.73	<p>御指摘を踏まえて、ガイドライン(案)を修正いたしました。</p>
12	<p>「暴力団」の定義について、「暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第2条第2号で定義する「暴力団」を指すものとする。以下同じ)」に変更すべき。</p> <p>[理由]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暴力団の定義が明らかでないため。</li> <li>・ 契約実務上は、何らかの形で暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に言及することが多く、実務に合わせた条項案を提示すべきと考える。</li> </ul>	p.73	<p>御指摘を踏まえて、ガイドライン(案)を修正いたしました。</p>

13	<p>第15条 丸1「…その地位が第三者に包括的に承継される場合」について、丸1「…その地位が第三者に包括的に承継される場合」を契約の地位の承継をしてもよい例外として認めてよいかは事案ごとに個別判断が必要である旨を留意事項として明記すべきと考える。[理由] とりわけベンチャー企業の場合に顕著だが、一定程度の規模に育った時点で、大企業に身売りをすることを予定しているケースがある。もちろん、ベンチャー企業も最終的に上場(IPO)をすることで創業者が創業者利益を享受する場合もあるが、M&amp;A(第三者に包括的に承継される場合を含む)によって創業者利益を享受する場合もある。そのような場合を考えてみると、譲渡はダメだが包括承継であれば同意なく可能ということになれば、ベンチャー企業を含めた小規模事業者へデータを提供した場合、同意不要で契約上の地位を承継できることになってしまい、データ提供者の期待に反することになる。これではひいては、データを保有する者が提供に対して応じにくくなる可能性が出てくる。そういうことを加味すると、實際上、買収などがされる可能性がない程度に大規模な事業者のみがデータ受領者となるという事態を本ガイドラインは招く可能性がある。本ガイドラインの趣旨からすると、さまざまなプレイヤーの参入と連携を促すのが狙いの一つと思われるので、本ガイドラインがそういった事態に対して立場を中立的であることを示すべきと考える。</p>	p.74	<p>御指摘を踏まえて、ガイドライン(案)に包括承継に関する同条項の考え方について注記し、併せて同意における留保事項として整理するべき旨を示しました。</p>
14	<p>第16条第1項「個人データ管理責任者」について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「個人データ管理責任者」は無定義だが、どういうことについて責任を負うのか明確にしていきたい。</li> <li>・「個人データ管理責任者」という名称では、個人情報や匿名加工情報については責任を負わないように読めるので、ほかの名称に変えてほしい。たとえば、「個人情報等管理責任者」が良いと考える。</li> <li>・「個人データ管理責任者を設置することとした場合」とあるが、設置するかどうかは事業者の任意の裁量にゆだねられるとの理解でよいか？</li> </ul>	p.75	<p>本ガイドライン(案)で記載した個人データ管理責任者については、個人情報保護法における法律上の責任者を想定したものではありません。事業者内で選任する個人データに関する責任者としての例として示すものですので、原案のとおりとさせていただきます。</p>

15	<p>「別紙」と「別紙1」について、次の理解でよいか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「提供データ等の詳細」という別紙は、「別紙1」</li> <li>・「本件成果物」という別紙は、「別紙2」</li> </ul>	p.77	御指摘を踏まえて、ガイドライン(案)を修正いたしました。
16	<p>いわゆるクラウドサーバーを使っており、提供先における保存場所がどの国に所在するか不明な場合は、「提供対象となるデータ」のうち、「提供先における保存場所」の記載をどのように記載すればよいか明らかにしていただきたい。</p>	p.78	<p>本項は、データ提供者が予期する範囲を損なわない程度に保存場所を特定することを想定したものです。例えば「受領者側が使用するクラウドサービス名を示す」、「データ保管場所が日本国外いずれかであることを示す」等が想定されます。</p>
17	<p>「提供データの利用等」の「利用形態」について、「仮名化利用」と「匿名加工利用」の定義を設けていただきたい。</p> <p>[理由]</p> <p>経産省が「匿名化」という語を「氏名等削除措置」と変えた上で、その定義を新設する改正を現在行うなど、情報の加工手段の呼称と内容については他省庁は厳密に吟味し、呼称を変更したり、定義を変更しているのが直近の動向である。</p> <p>理由としては、「仮名化利用」「匿名加工利用」というものがそもそも何を意味するのかが一義的には明らかではないため、慎重に定義する必要があるからと思われる。</p> <p>こうした他省庁の動向を踏まえ、水産庁が考える「仮名化利用」「匿名加工利用」というものの中身を具体化した上で、定義規定を追加していただきたい。</p>	p.78	御意見として、参考とさせていただきます。

18	<p>1. 全般についての意見</p> <p>今般の水産分野におけるデータ利活用ガイドライン(案)に賛成する。ガイドラインの位置付けが明確であり、想定利用者を念頭においた図解を含めた分かりやすい説明となっていると感じる。また、対象データが具体的に説明されていることから(13頁?15頁など)、契約の利用イメージも想定しやすいものと考えられる。本ガイドラインが水産分野におけるデータの円滑な利活用、さらには、スマート水産業の発展に資することを期待する。</p> <p>2. 個別の意見</p> <p>(1)「特定地域内で利活用を行う」及び「地域外への提供を妨げる場合がある」(52頁の中央の四角欄内)について「農業分野における AI・データに関する契約ガイドラインーノウハウ活用編?」の注釈18(42頁)を参考に、独占禁止法上の留意点を追記することをご検討いただきたい。</p> <p>(2)第17条(存続条項)(75頁)について第17条の存続条項では、3条について、4項、7項が契約終了後も有効に存続すると規定されている。しかしながら、契約終了後のデータの利用の扱いについては明確に規定されていない。特に、「データは、…権利として直ちに認められるものではない」(10頁)ことから、現実に提供されたデータについて、契約終了後は、存続条項を除き権利義務がないため、自由に利用可能である(4条1項・2項が存続条項にないため対価を支払わずに)、とも解釈する余地がある。しかし、契約終了後、提供されたデータの利用の禁止を望んでいる当事者(データ提供者)もいるため、そのような当事者のために、契約終了後のデータの利用を禁止するような契約条項案を例示することをご検討いただきたい。</p>	全般 p.52 p.75	<p>1. 御意見いただきましてありがとうございます。ありがとうございました。</p> <p>2. (1)御指摘を踏まえて「表 10 生産者等が行う委託のためにデータ提供する際の取決めにおける留意点」内の「サービス利用契約」に、御意見の趣旨に沿った脚注を設けました。</p> <p>(2)存続条項に関しては、個々の契約の状況やデータ提供者、利用者との関係により、一律に契約後の利用禁止等を定めることは困難と解しております。ご指摘の点については、今後の参考とさせていただきます。</p>
----	---	--------------------	--

19	<p>&gt; 全般的に国民としては、まず、生産事業者・輸出入事業者等の事業者について、(法人等となる事業者については)ちゃんと法人番号を伴ったの管理がなされるべきであると考え。まずその事について確実にしていただきたい。水産分野においては、WWF 報告書に見られるように、非常に多くの不正が見られるわけであるが、法人番号の導入によって、格段に事態についての見通しが良くなり、また色々な不正の抑止の効果が働くようになるはずである(又は、既存の法的規制の実態効力が増すはずである。)。その様な、当たり前となるはずの事を国の水産庁や経済産業省貿易経済協力局など(他にも環境省等。(実際に各種の不正もあるような)海外との関係がある様な事務で法人番号の不使用があるのを見たりするのは悲しい事である。)のいくつかの不法な部署が行っていない事については、国民として非常に遺憾であるが、国は、まず自らの部署についてゼロ・トランスの姿勢で規制(というか法人番号の利活用についての方針の徹底及び指導)を行って行っていただきたいと考える。それも行ってないのに、ICTによる管理云々を言い出すのは、あまりに問題ある姿勢と考えるが(非常に恥ずかしい姿勢である事を指摘しておく。最悪の姿勢と言ってよい。)、国は、各種の申請・届出等を事業者が行うような場合においては、法人等についてのものについては、その法人番号の取得を行うようにされたい。(なお、そのようにするのであれば、日本における水産関係事業分野はより問題が無くなるであろうから、その上で各種の技術的な取り組み等を行う事について、さして倫理的な問題が生じるという事は無くなるかと考える。国民としては、現在、国が監督する事業分野において、法人番号の利活用が不徹底である(※輸出入についてはほぼ全てである。)事について遺憾なのであるが、国各部署は、それは不法を許容する姿勢に近い事をちゃんと認識していただきたい。意見は以上である。</p>	全般	お寄せいただいた御意見は、本ガイドラインの内容と直接関係するものでは御座いませんが、今後の施策の参考とさせていただきます。
----	--	----	---

